

ネル・ブレイニングの経営思想 —社会的パートナーシップ思考の展開—

増 田 正 勝

I 序 論

ドイツ労働組合総同盟の経済・社会科学研究所 (Wirtschafts- und Sozialwissenschaftliches Institut des DGB) のレミンスキー (Leminsky, Gerhard) は述べている、「キリスト教社会論 (christliche Soziallehre) は、第2次世界大戦後、労働組合に対してとくに強い影響を与えてきた。いわゆるパートナーシップの思考、対話の強調、利害の共通性、あるいは経営組織法 (Betriebsverfassungsgesetz) に多少とも表現されているような平和義務といったものは、新自由主義の影響のみならず、カトリックと新教の影響にもまた帰せられる^①」と。

カトリック社会論の側から、戦後西独の労働組合運動にもっとも大きな影響を及ぼし、時には辛辣な批判を浴びせながらも、一貫して統一労働組合としてのDGBの“特別な友人”であり続けているのが、ここでとりあげるネル・ブレイニング^② (Nell-Breuning, Oswald von) である。

① Leminsky, Gerhard / Otto, Bernd: *Politik und Programmatik des Deutschen Gewerkschaftsbundes*, Köln 1974, S.21.

② <ネル・ブレイニングの略歴> 1890年 Trier に生まる。Kiel, München, Straßburg, Berlin, Innsbruck の各大学で学ぶ。1911年イエズス会入会。1921年イエズス会司祭。1928年『取引所道德要論』(Grundzüge der Börsenmoral)でMünster大学より神学博士を取得。1928年から現在まで、フランクフルトのSt. George哲学神学院の正教授として倫理学と

ネル・ブレイニングの共同決定思考についてはすでに別に論じてある^③。労資対等の原則 (Paritätsprinzip) に立つ共同決定法と旧来の会社法体系との間に生じた論理的矛盾をいかに解消するか、という問題が、彼を、新しい共同決定モデルとしての企業組織法 (Unternehmensverfassung) の構想へ導いていった。そこに見られる基本思考は、「われわれは、世界史においてはじめて、企業を生きた有機体 (lebendige Organismus) として観察し、把握し、また生きた有機体として企業を組織することに着手しなければならない^④」という彼の言葉から窺われるように、企業を、有機体として、社会構成体 (Sozialgebilde) として捉える考え方であった。社会構成体としての企業は、それぞれ固有の機能をもった資本・労働・企業者の三大基本要素から形成され、成果分配をめぐる労働と資本の対立が、利益二元的構造として企業の行動様式を規定するのである。ネル・ブレイニングの提唱する企業組織法は、このような企業観を体系的に具現化しようとするものであった。先の論文では、彼の企業組織法の構想が、今日の産業社会における所有と支配に関する新たな認識の上に築かれていることを明らかにしたが、ここではもう一步進めて、労働組合の問題を引き入れて、彼の基本思考を考察してみたいと思う。

ネル・ブレイニングは述べている、「われわれは、被用者の共同決定権の法的根拠は労働に存し、それは、企業への資本参加に由来する権限に対して対応物もしくは反対物を示している^⑤」と。ここに現われている考え方

キリスト教社会論を講義。1930年ピオ11世の社会回勅『クワドラジェジモ・アンノ』(Quadragesimo anno)の編纂に協働。

1948年～1969年、連邦経済大臣の学者顧問のメンバー。1950年～1958年、連邦都市住宅大臣の経済住宅顧問団の議長代理。1955年以来、フランクフルト大学で経済哲学を講義。1956年フランクフルト大学名誉教授。1959年来、DGBのWWI (Wirtschaftswissenschaftliches Institut)で協働。

- ③ 拙稿「ネル・ブレイニングの経営思想——共同決定思考の展開——」山口経済学雑誌第24巻第4・5号(昭和50年5月)
- ④ Nell-Breuning, Oswald von : *Aktuelle Fragen der Gesellschaftspolitik*, Köln 1970, S.232.
- ⑤ Nell-Breuning, Oswald von : *Arbeiter-Mitarbeiter-Mitunternehmer in ; Demokratisierung der Wirtschaft*, hrsg. von W. Fricke und A. Geißler, Hamburg 1973, S.191.

は、明らかに、労働と資本の関係について新しい解釈を含んでいる。われわれは、それを「社会的パートナーシップの思考」(Gedanke der Sozialpartnerschaft)と称したいと思う。ネル・ブレイニングは次のようなことを言っている。「パートナーシップは、けっして利害の対立が皆無であることを意味するものではない。逆に、それは、利害対立を前提としており、利害の対立と並行して宿命的な結合性をしかるべく考慮した双方向的関係を形成しようと努めるものである^⑥」と。また「共同決定がまさしくすぐれて一つの社会的パートナーシップであること、そして単独支配ではなく共同決定を要求する者は、同時にそのことによって社会的パートナーシップを承認していること、このことは言を要さないだろう^⑦」と。Sozialpartnerschaftという言葉は、もともと労働市場における協約当事者としての労資の関係を言い表わすものであるが、ここでネル・ブレイニングが社会的パートナーシップに言及するとき、たんなる労働市場における労資の関係を越え、社会経済秩序全体の中で有する労働と資本の関係についての新しい解釈を含んでいる。それは、端的に言えば、労働と資本の関係を、一面で協働関係として、他面で抗争関係として二元的に把える思考である。

かかる思考に応じて、ネル・ブレイニングの労働組合観も形成されている。現代の労働組合は、既存秩序内で統合的秩序要素として機能しながら、同時に新しい社会の形成をめざして既成秩序と闘う抗争的秩序要素として活動しているのである。社会的パートナーシップ思考の根幹をなすこのような労働組合観は、どのような思考過程を経てネル・ブレイニングの中で形成されてきたのであろうか。これがわれわれの問題である。

⑥・Nell-Breuning, Oswald von : *Aktuelle Fragen der Gesellschaftspolitik*, S.151.

⑦・Nell-Breuning, Oswald von : a. a. O., S. 152.

II 資本主義観

ネル・ブロイニングの労働組合観をたずねようとすれば、労働組合がその中に置かれてきた資本主義を彼がどう理解してきたか、という問題を通りすごしてしまうわけにはいかない。そのためには戦前、とくにワイマール期におけるネル・ブロイニングの見解を、ある程度までわれわれの視野の中に収めて置かなくてはならないだろう。

ところでネル・ブロイニングのこれまでの活動の中で特記に価する仕事のひとつは、1931年5月発布のピオ11世の社会回勅『クワドラジェジモ・アンノ』(Quadragesimo anno)の起草に携わったことである。ヴァチカンの慣例にしたがって1968年まで秘密厳守義務を課せられていたが、その後この義務から解放されて、『クワドラジェジモ・アンノ』の起草にさいして生じた様々の問題や発布後それが与えた諸々の影響について、回顧的な論考をいくつか書いている。われわれの知るところでは以下の三つがある。

Nell-Breuning, Oswald von: Der Königswinterer Kreis und sein Anteil an "Quadragesimo anno", in; *Soziale Verantwortung. Festschrift für Goetz Briefs zum 80. Geburtstag*, hrsg. von J. Broermann & Ph. Herder-Dorneich, Berlin 1968, SS.571-585.

——: Octogesima anno, in; *Stimmen der Zeit*, Bd.187, 1971, SS.289-296.

——: 15. 5. 1931. Erinnerungen zur Entstehungsgeschichte von "Quadragesimo anno", in; *Die neue Gesellschaft*, 18, 1971, SS.304-310.

いずれも1972年出版の著『カトリック社会論の課題』(*Wie sozial ist die Kirche? Leistung und Versagen der katholischen Soziallehre*, Düsseldorf 1972)に収められている。

これらの論考から、かつてネル・ブロイニングを捉えていた資本主義問題が、なお依然として燃え続けているのを知るのである。彼においては、ワイマール期の問題意識がそのまま戦後のそれへ直結している。『クワドラジェジモ・アンノ』に示された資本主義観と資本主義克服の基本構想は、戦後社会

の形成の過程でその真価を問われることになる。今日なおネル・ブローニングが繰り返し『クワドラジェジモ・アンノ』に帰っていくのは、それが彼自身のかつての思索の結晶であったということのゆえだけではない。なによりもそこには、ワイマール期における社会的カトリシズムが到達したひとつの結論が、ネル・ブローニングを通して、社会回勅という決定的な形で提示されているからである。

1 “資本主義論争”

1930年秋に『クワドラジェジモ・アンノ』の起草を依頼された当時を回顧して、ネル・ブローニングは次のように述べている。「依頼を受けたとき、私は、すでに数年前から、当時ドイツ語圏のとくに南ドイツとオーストリアの社会的カトリシズムを分裂させていた混乱の中に巻き込まれていた^⑧」と。この混乱は、資本主義問題にその因を發していた。社会的カトリシズム内では、それを一般に“資本主義論争”(Kapitalismusstreit)と称している。それは、「悲しむべきは、資本主義の退廃だけであって、それは是正可能であるし、またそうすべきであるのか、あるいはそうでなはなく、資本主義は断固として否定廃止さるべきであるのか、という論議であった^⑨」。この問題をめぐって、社会的カトリシズム内に対立と混乱が生じていたのである。

「ワイマールには多種多様の思想があり余るほどあり、しかも、それはお互いに相反し(しばしば内部的に矛盾し)、検討しても分析できなかつたり、しばしば分析不可能なものもあった^⑩」というゲイ(Gay, Peter)のワイマール文化評は、そのまま当時のドイツ語圏の社会的カトリシズムについてもあてはまった。

⑧ Nell-Breuning, Oswald von : *Wie sozial ist die Kirche? Leistung und Versagen der katholischen Soziallehre*, Düsseldorf 1972, S. 117.

⑨ Nell-Breuning, Oswald von : *Der Königswinterer Kreis und sein Anteil an „Quadragesimo anno“*, in ; *Soziale Verantwortung, Festschrift für Goetz Briefs zum 80. Geburtstag*, hrsg. von J. Broermann & Ph. Herder-Dorneich, Berlin 1968, S. 579.

⑩ Gay, Peter : *Weimar Culture. The outsider as insider*, New York 1968. 到津十三男訳『ワイマール文化』みすず書店 1970年、115頁。

第一次世界大戦前のカトリック労働者運動に深刻な亀裂を生ぜしめたかの悪名高き“労働組合紛争”^⑪ (Gewerkschaftsstreit) の余燼が燻り続け、総合主義者^⑫ (Integralist) の反労働組合的保守主義と、当時のキリスト教労働組合およびミュンヘングラッドバッハに代表される進歩主義とが、依然として鋭く対立していた。また「共同経済」 (Gemeinwirtschaft) と並んで「キリスト教社会主義」 (christlicher Sozialismus) が日常的パローレとなり、左派から右派に至るまでこの言葉に勝手な解釈を施しては互いに攻撃し合っていた。さらにウィーンからは別の風が吹いてきた。労働全収権を主張し中世の身分制的共同体への復帰を唱えるフォーゲルザンク学派 (Vogelsang-Schule) (“ウィーン派”とも称される) と、シュパン (Spann, Othmar) の普遍主義 (Universalismus) を真のカトリック的全体論 (Ganzheitslehre) として主張するシュパン学派とが、社会主義と資本主義のいずれにも有罪判決を下そうとされていた。1925年に公布されたオーストリア司教団の『社会問題に関する司教教書』も反資本主義的口調を隠そうとはしなかった。

ウィーンの攻撃目標は、リッターも指摘するように、「グラッドバッハ主義と社会連帯主義^⑬」 (Gladbachismus und Solidarismus) であった。資本主義下

⑪ シュパエルは、「それは、まったく不愉快な兄弟げんかであり、まるで悪夢のように何年にもわたってキリスト教労働組合運動にのしかかり、その発展を阻害した」と述べている。(Spael, Wilhelm: *Das katholische Deutschland in 20. Jahrhundert. Seine Pionier- und Krisenzeiten 1890-1945*, Würzburg 1964, S. 44.) キリスト教労働組合は、“カトリック者によってカトリック者の為” (von katholiken für katholiken) 設立され、しかも教会当局の直接の指導下に置かるべきだとする総合主義的“ベルリン派” (integralistische „Berliner Richtung“) と、宗派を問わずキリスト教労働者の労働組合的団結を必要かつ適切だと主張する“ケルン派”とが対立した。“ケルン派”の背後には、Mönchengladbachに本部をもつカトリック・ドイツ国民協会 (Volksverein für das katholische Deutschland) があった。(Katholische Soziallexikon, Innsbruck・Wien・München 1964 S.157.)

⑫ 二元論的近代主義に対して、公私の総合、信仰と学問の総合を説く。したがってキリスト教労働組合の超党派性や司教団の指導権からの独立性に対して反対した。(Aretin, K.v.: *The papacy and the modern world*, London 1970. 沢田昭夫訳『カトリシズム—教皇と近代世界』平凡社, 1972, 157頁以下および187頁以下)

⑬ Ritter, Emil: *Die katholisch-soziale Bewegung Deutschlands in neunzehnten Jahrhundert und der Volksverein*, Köln 1954, S. 394.

での社会改革をめざしてきたヒッツェ (Hitze, Franz) の社会政策思想や、その理論的基礎を与えようとしたペッシュ (Pesch, Heinrich) の社会連帯主義に見られる修正主義的態度と、ウィーンの極端な反資本主義的態度とが正面衝突したのである。ネル・プロイニングは、前者のミュンヘングラッドバッハ派に属していた。当時彼は、不労所得と労働全収権の問題、とくに賃金労働関係の問題をめぐる、ウィーンに対して論陣を張っている。

混乱と対立の最中の1927年、ケルン大司教シュルテ (Schulte, Karl Josef) の指導の下で『ケルン基本要綱』 (Kölner Richtlinien) が編まれた。それは、資本主義に対して以下のような理解を示していた。「今日の経済も、それが財貨生産の技術的進歩を示しているかぎり、過去および未来の経済秩序と同じく、神の摂理のうちに存する。……それ故いま一度絶対的な明確さをもっていえば、資本利用と資本増加を目的とする経済秩序は、キリスト教的観点に照らしてみても非難されるべきものではないということである。ただし、かかる経済秩序の至高にして究極の目的が、できるだけ速やかに精神的・道徳的向上を確保すべく、国民の生活必需を充足するものであることが銘記されねばならない^⑭」と。

ところが、「ケルン基本要綱は、社会的カトリシズム内の概念上の混乱を解明し、相互の見解を接近せしめるといふ本来の目的を達成できなかったばかりか、逆にとりわけ青年運動諸サークルにおける社会的急進主義の際限なき誘因にすらなってしまった^⑮」とリッターも指摘するように、『ケルン基本要綱』は、“資本主義論争”に決着をつけることはできなかった。その資本主義理解があまりにも皮相であったからだ。

2 “資本主義” 理解

『クワドラジェジモ・アンノ』の起草に着手するに当って、ネル・プロイニングの念頭にあったのは、「以上のような論争問題に決着をつけたいという

⑭ Ritter, Emil : a. a. O., SS. 391-394.

⑮ Ritter, Emil : a. a. O., S. 392.

ピオ 11 世の希望と意図^⑮」であった。その際、資本主義を「資本利用と資本増加を目的とする経済秩序」と理解する『ケルン基本要綱』の「無邪気な定義^⑯」は、ほとんど役に立たなかった。「多少とも完全に停止していない経済であればすべて包括されてしまうので、それについて議論してみてもしかたがなかった^⑰」からである。資本主義問題を有効に論ずるには、まったく新しい別の視角を設定することが必要であった。

そこで、ネル・ブレイニングは、彼も参加していたケーニッヒスヴィンター研究グループ^⑱(Königswinterer Kreis) の社会学者たちとともに、問題を以下のように整理した。

「第 1 の問題は、専門用語的・定義的性格の問題である。われわれは、いかなる現象を、社会的現実のいかなる現象を、“資本主義” もしくは“資本主義的” という言語記号でカバーしようとしているのか。

第 2 の問題は、事実問題である。われわれが“資本主義” ないし“資本主義的” という言語記号のもとに総括しているかかる事象は、人間と人間社会に関するキリスト教の教説に照らして、どのように評価されるか^⑲」。

⑮ Nell-Breuning, Oswald von : *Wie sozial ist die Kirche?*, S.128.

⑰⑱ Nell-Breuning, Oswald von : *Der Königswinterer Kreis* …… , S.577.

⑲ ケーニッヒスヴィンター研究グループの 1 人、F.Müller はこうのべている。「ゾンバルトの友人、同僚、かつての教え子たちが、ケーニッヒスヴィンター研究グループに所属し、およそ 50 年前に *Rerum novarum* の準備に働いた学者グループと同様に、*Quadragesimo anno* のための先駆的作業をなしたことは、誠に興味深い。このケーニッヒスヴィンターの集いは、以下のような経済学者や社会学者から構成されていた。(以下では肩書き省略—訳者) August H. Berning, Theodor Brauer, Goetz Briefs, Gustav Gundlach, Paul Jostock, Rudolf Kaibach, Fritz Kühr, Franz Müller, Oswald von Nell-Breuning, Heinrich Rommen, Wilhelm Schwer. …… ケーニッヒスヴィンター研究グループの活動は、法的に固定された社会政策の限界を乗り越えて、包括的な社会改革に達しようとしていた。ほとんど全部の参加者は、“社会連帯主義者”(Solidarist) であって、数年前に死去した Heinrich Pesch とともに、社会立法のみならず、職分的・給付共同体の原理にしたがって社会と経済を根本的かつ包括的に再組織することが、——とりわけ今日——必要だと考えていた」。(Müller, Franz H. : *Kirche und Industrialisierung. Sozialer Katholizismus in den Vereinigten Staaten und in Deutschland bis zur Pius XII.*, Osnabrück 1971, SS.194-196.)

⑳ Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., S. 577.

まず第1の問題視角では、時代的歴史的事象としての資本主義から、“資本主義”を特徴づけるメルクマールを理想型的に抽出することが中心になっている。資本主義に固有な資本・労働の機能連関を把握分析しようとしている。ネル・ブレイニングは、ここで、同じくケーニッヒスヴィンター研究グループの一人であったヨーストック (Jostock, Paul) の見解を受け容れている。ヨーストックは理想型としての資本主義を次のように規定した。

「1. 交換による取得を目的として経済が営まれている。

2. 生産は、2つの集団、すなわち一方は必要とされるすべての貨幣価値財を所有し、他方はただ人的労働力のみを所有しこれを投下するところの2つの集団の、契約的に規定された協働によってもっぱら遂行される。

3. これら2つの集団のいずれか一方が、組織的意思として、他を自分に任せさせ、自己の指令を利益にしたがって経済を営んでいく原則的可能性は、事実上、資本所有者に有利に決定されている^①」と。

ここでは資本主義はひとつの経済様式 (Wirtschaftsweise) として理解されている。社会経済過程は、物的資財を投入するものと、人的労働力を投下するものとの間の協働の中に経過し、そのさい両者は、自由な契約関係、賃金労働関係にある。そのかぎりではそれは、労働と資本との間の純粋に機能的な関係を述べているにすぎない。また「組織的意思として、他を自分に任せさせ、自己の指令と利益にしたがって経済を営んでいく原則的可能性」も、本来双方に対して開かれており、予めいずれか一方に決定されているわけではない。またたとえこの原則的可能性が、「事実上、資本所有者に有利に決定されている」としても、そのこと自体は、「倫理的に無関係な (ethisch indifferente) 資本主義的経済様式^②」を意味しているだけである。

ネル・ブレイニングは、第1の問題視角で捉えられた資本主義理解を、『クワドラジェジモ・アンノ』の中で、「かかる経済様式がそれ自体において悪なの

① Jostock, Paul : *Der Ausgang des Kapitalismus. Ideengeschichte seiner Überwindung.* Berlin 1926, S. 6

② Nell-Breuning, Oswald von : *Wie sozial ist die Kirche?* , S. 130.

ではない (nicht in sich schlecht)²³⁾」と表現した。ところがネル・プロイニングの全体的な意図は理解されず、この表現から直ちに資本主義擁護論と受け取られ、とくにウィーン派は、この回勅を「資本主義的回勅」(kapitalistische Enzyklika)と批判した。

しかし先の言葉に続いて次のように述べられていることを、ウィーン派は故意に無視したのであろうか。すなわち「しかるに資本が労働者の人間的尊厳を無視し、経済の社会的特質を顧慮せず、また公益と社会的正義を顧みることなく、賃金労働者を資本に仕えさせ、一方的に資本の指令と利益に従って企業と経済を運行させるとき、事態は逆になってくる²⁴⁾」と。『クワドラジェジモ・アンノ』は、ここで資本主義に対する価値評価を試みている。前述の第2の問題視角が登場しているのである。たんなる経済様式としての資本主義ではなく、事実としての資本主義が問題となっている。ネル・プロイニングはいう、「決定的事実問題が、“資本主義”という見出し語のもとではなく、つまり経済的的局面のもとではなく、社会的局面のもとで取り扱われていることは明らかである。賃金労働契約の中で接合される資本と労働の機能関係は、真空の中を自在に運動しているのではなく、換称的に“資本”と“労働”として特徴づけられる二大集団(“階級”)に分裂した社会へ包摂されているのである²⁵⁾」と。

資本主義は、ここでは社会構造の問題として考察され、それに固有の階級社会的特質が掘み出されてくる。ネル・プロイニングは、のちになって、『クワドラジェジモ・アンノ』のこの部分を指して、「マルクスの認識が公式に教

②③ Pius XI. : *Quadragesimo anno*, Nr. 101 (*Die soziale Botschaft der Kirche. Von Leo XIII. bis Johannes XXIII.*, hrsg. von J. Schasching, Innsbruck · Wien · München 1963. に収録の独訳 (もともとネル・プロイニングの訳である) を利用。またネル・プロイニングの手になるコメンタール, *Reorganisation of social economy. The social encyclical developed and explained*, ed by B.W. Dempsey, New York · Milwaukee · Chicago 1936. に収録の英訳も同時に参照。)

②④ Pius XI. : a. a. O., Nr. 101.

②⑤ Nell-Breuning, Oswald von : *Der Königswinterer Kreis.....*, S, 579.

会の社会教説と合体した²⁶⁾』という感想を述べているが、「一方での倫理的に無関係な資本主義経済様式と他方での資本主義的階級社会とを載然と区別したのは、グンドラッハ (Gundlach, Gustav) の重要な貢献であり、それによってはじめてカトリック社会論をマルクスの社会分析の理解へ導く扉が開かれた²⁷⁾』として、「合体」の功績を、同じケーニッヒスヴィンター研究グループの1人であったグランドラッハに帰している。

しかしここで「合体」が、マルクスの資本主義分析の批判的吸収を意味するにすぎないことはいうまでもない。マルクスの示した二階級モデルは、たしかに資本主義分析にとって「高い認識価値をもっている²⁸⁾」が、それはあくまでも「ひとつのシェーマであり、極度に単純化された粗雑なシェーマであるにすぎない²⁹⁾」。次節でみられるように、ネル・ブレイニングは、二階級モデルを有効に利用して、資本主義的階級社会に内在する諸弊害を克服しようとするが、生産手段の所有・非所有を支配・被支配の唯一の根拠としない点で、マルクスから袂を分つばかりか、私的所有権を絶対視してきた伝統的自然法論に立つカトリック社会論にも一線を画するのである。彼によれば、双方に共通するのは、「所有の意味の過大評価³⁰⁾」である。所有は、支配の一根拠となり得ても、すべてではないのである。

「資本主義論争」は、第1次世界大戦後のドイツ・オーストリアにおける社会政治上の混乱の中で社会的カトリシズムのヴィジョンの確立を急ぐあまり、資本主義の是非に関してあまりに短兵急な結論を要求した。これに対して『クワドラジェジモ・アンノ』は、ネル・ブレイニングの性格を反映して、比較的冷静な資本主義理解を示した。経済様式としての資本主義と社会構造

²⁶⁾ Nell-Breuning, Oswald von : Das Verhältnis von Christentum und Marxismus in Gegenwart und Zukunft, in : *Der Mensch in der Gesellschaft von Morgen*, hrsg. von H. Duvernell, Berlin 1972, S.306.

²⁷⁾ Nell-Breuning, Oswald von : *Wie sozial ist die Kirche?*, S. 130.

²⁸⁾²⁹⁾ Nell-Breuning, Oswald von : *Wirtschaft und Gesellschaft heute. Bd. II. Zeitfragen*, SS.6-7.

³⁰⁾ Nell-Breuning, Oswald von : Das Verhältnis von Christentum und Marxismus....., S.312.

としての資本主義を分離し、後者の観点からみて、労働に対する資本の一方的支配として現象している事実としての資本主義的階級社会を断罪したのである。このような資本主義理解は、戦前・戦後を通じて一貫して彼の中に維持されている。

III 資本主義の克服と労働組合

『クワドラジェジモ・アンノ』発布後およそ40年を経た1974年、ネル・ブレイニングは、『資本主義批判』(*Kapitalismus——kritisch betrachtet. Zur Auseinandersetzung um das bessere "System"*, Freiburg 1974)と題する本を書いている。その中で、「資本主義に対して態度を決定することは、“秩序政策的決定”(ordnungspolitische Entscheidung)ではない^③」ということを述べている。この言葉は、かつて彼が『クワドラジェジモ・アンノ』の起草に当って念頭に置いた資本主義観を実に適確に言い表わしている。

“秩序政策的決定”とは、彼によれば、経済秩序様式の選択の問題である。市場経済体制か、中央管理経済体制か、あるいは両者の混合経済体制か、という選択決定が“秩序政策的決定”なのである。ところが社会構造の問題として捉えられた資本主義的階級社会という認識は、それ自体としてはここにいる“秩序政策的決定”の問題とは関わってこない。すなわち資本主義の問題は、“秩序政策的決定”のいかんによって解消される性質のものではないのである。前節の終りに述べたが、資本主義社会を二階級社会と規定しながら、資本主義的階級社会の克服をめぐるマルクスと見解を異にしてくるのは、この点においてに他ならない。生産手段の私的所有制度によって特徴づけられる資本主義的生産様式が、資本主義社会を本質的に規定しているとすれば、資本主義の克服の道は、資本主義的所有関係の止場、つまり生産手段の私的

③ Nell-Breuning, Oswald von: *Kapitalismus-kritisch betrachtet. Zur Auseinandersetzung um das bessere "System"*, Freiburg 1974, S. 79.

所有制度の廃棄以外にはあり得ない。しかしこれは、ネル・ブロイニングの解釈によれば、“秩序政策的決定”なのである。彼は、所有と支配の関係について別の見地に立っているので、このような見解に与みし得ない。

前掲の『資本主義批判』の中でさらに次のように述べている。「“資本主義”とは、われわれの経済において資本が支配役割 (herrschende Rolle) を演じ労働が従属役割 (dienende Rolle) を果たしていることを意味している^{③②}」と。また「“資本主義”が意味するものは、資本とその利益の一方的優勢 (einseitige Vormacht) である^{③③}」と。さらにまた「資本と労働の間に勢力均衡が生じれば、たとえ財の分配が依然として不平等で、経済の経過が以前と同様の“運動法則”にしたがって進行していたとしても、もはやわれわれの前には“資本主義”は存在しない^{③④}」と。これらの言葉は、かつて『クワドラジェジモ・アンノ』に示された思考をより端的に言い表わしているにすぎないが、資本主義克服の処方箋がきわめて明確な形でここに提示されている。労働と資本の社会的勢力関係におけるあまりにも大きな不均衡が、資本主義問題の根因であるとするのであるから、まずこの勢力的不均衡を解消することが中心的課題となってくる。この課題は、資本の一方的な支配に曝されている労働者階級自体によって引き受けられなければならない。それは以下のような認識に基づいている。

「1. 今日の階級社会では、マルクスがプロレタリアートと称した階級は、自らの状態に満足でき、かつまた社会的正義にそれが合致していると認め得るような仕方で、全体社会へ組織されていない。

2. プロレタリア階級のかかる零落を是正するためには、不利益を蒙っている階級が、自らの状態について自己意識していなければならない。そしてかかる自己意識において、ただたんに道理を述べるだけでなく、圧力をも行使して、社会の有意義な形成のために闘争しなければならない^{③⑤}」と。

③②③③③④ Nell-Breuning, Oswald von : a. a. O., S. 49.

③⑤ Nell-Breuning, Oswald von : Das Verhältnis von Christentum und Marxismus S. 106.

資本の社会的勢力を排除していくためには、労働者階級自らがそれに対して対抗力を形成せざるを得ない。その主役を担うのが、労働者の自助組織としての労働組合であった。したがって労働組合の保護育成が資本主義克服の最も重要な道とされる。1891年に発布されたレオ13世の『レールム・ノヴァルム』(Rerum novarum)は、労働回勅として有名であるが、そこで主張された労働者の団結権の正当性を、『クワドラジェジモ・アンノ』もまた再確認しその確立を訴えたのである³⁶⁾。

ところで以上にみてきたようなネル・ブロイニングの資本主義理解によれば、労働組合は、資本の社会的勢力に対抗する圧力組織ではあっても、いわゆる階級闘争組織ではない。労働組合は、労働の単独支配を目的とする組織ではないのである。先に彼が述べた「社会の有意義な形成」とはなにか、ということがここで問題になってくる。

1929年のフライブルク・カトリック会議で、「階級間の紛争を除去して職分間の調和ある協働へ」(Aus der Auseinandersetzung zwischen den Klassen zur einträchtigen Zusammenarbeit der Stände)ということが唱われ、ネル・ブロイニングは、この定式をそのまま『クワドラジェジモ・アンノ』の第81項以下に採り入れた。当時社会的カトリシズム内で盛んに論議されていた「職分秩序」(berufsständische Ordnung)の思想をこの社会回勅の中で公式に表現しようとしたのである。しかしこの部分は彼の思惑通りには解釈されなかった。第91項以下で、ファシズム的職能団体組織が、ここで主張されている職分秩序とは基本思考において全く別物であることを明らかにしているにもかかわらず、この回勅がファシストの提唱する社会組織を支持しているかの如き誤解を生んだのである³⁸⁾。ネル・ブロイニングは、この「職分秩序」と

³⁶⁾ Leo XIII. : *Rerum novarum*, Nr. 37.

³⁷⁾ Pius XI. : *Quadragesimo anno*, Nr. 29 以下.

³⁸⁾ しかしネル・ブロイニングは次のように言っている。「ムッソリーニは、厳密に正しく読み、それに対して怒りを爆発させ、その怒りをイタリア・カトリック青年団体にぶっつけた」(Nell-Breuning, Oswald von: *Wie sozial ist die Kirche?*, S. 134.)と。この回勅の反ファシズム的性格をムッソリーニは見抜いていたわけで、回勅自体がファシストに加担したのではないとする。誤解が原因である。

いう言葉を「不運な言葉」^{③⑨} (Unglückswort) と言い、当時の彼がその思想を適確に表現し得る言葉を持ち合わせていなかったことを残念に思っている。独訳で *berufsständische Ordnung* となっているところは、英訳では *harmony between ranks in society* となっている。英訳の方が回勅の意図をより適確に表現しており、ファシズムの思想と混同される危険も少なかったように思われる。

「階級間の紛争を除去して職分間の調和ある協働へ」という目標の下で、『クワドラジェジモ・アンノ』はなにを考えていたのだろうか。まず社会の現状を次のように判断している。「今日までのところ、不自然な暴力的社会状態が依然として続き、その結果、安定と確固さが失われている。それは、今日の社会が、階級の利害状態の対立と、容易に敵対的紛争に陥ってしまう階級対立との上に築かれているからである^{④⑩}」と。そしてかかる憂うべき状態を是正するためには、「社会有機体の調和的に秩序づけられた諸肢体、つまり“諸職分” (Stände) を形成する以外にない。かかる諸肢体、諸職分は、労働市場での労資の別にしたがってではなく、各人の種々様々の社会的職能にしたがって構成される^{④⑪}」とする。ネル・ブレイニングは、この思考を次のように解釈している。すなわち「自由資本主義的レッセ・フェール経済によってもたらされた、健全な社会構造を完全に欠いた資本主義的階級社会を、社会の一般的利益 (Gemeinwohl) に仕えるという共通の課題を目ざして有意味に結晶した社会組織 (sich kristallisierende Gliederung) によって、克服せんとする思考^{④⑫}」とする。

もともとカトリック社会論は、その原則上の立場から社会の現状に批判を加え進むべき方向にある一定の原理的示唆を与えることはあっても、具体的政策を提示するものではない。したがってわれわれはここで、いったい職分秩序、諸肢体あるいは諸職分が具体的にいかなるものであるかを知ることは

③⑨ Nell-Breuning, Oswald von : Der Königswinterer Kreis, S. 582.

④⑩ Pius XI. : *Quadragesimo anno*, Nr. 82.

④⑪ Pius XI. : a. a. O., Nr. 83.

④⑫ Nell-Breuning, Oswald von : a. a. O., S. 582.

できない。ただ基本的な社会観に触れ得るだけである。ムーラー (Muhler, Emil) は、「職分秩序は、給付共同体 (Leistungsgemeinschaft) の秩序とすればもっとも適切に言い表わせたであろう^{④③}」と述べている。彼によれば、「給付共同体とは、社会にとって重要な一定の給付をもたらすところの人間集団が重要であることを意味する^{④④}」。たしかに給付共同体という言葉は、先のネル・ブロイニングの「有意味に結晶した社会組織」という言葉と並んで、職分秩序に付きまとう中世的身分組織のイメージを一掃するのに有効である。ムーラーはさらに次のように言っている。「ピオ 11 世が念頭に置いていたことを、有機的多元主義 (organischer Pluralismus) もしくは機能的連邦主義 (funktio-neller Föderalismus) として特徴づけることが、最近提唱されている^{④⑤}」「現実に存在する非有機的多元主義は、共通の給付をめざす諸機能の内的結合を通して、有機的多元主義へ改変されなければならない^{④⑥}」と。

ネル・ブロイニングは、別に以下のような解釈を示している。すなわち「今日であれば、私は、それを、マルクスのいう資本主義的階級社会と階級なき社会 (klassenlose Gesellschaft) という対応物に対抗して、階級から解放された社会 (klassenfreie Gesellschaft) と称したであろう^{④⑦}」と。「階級から解放された社会」とは、彼によると、「人間の法的地位や事実上の状態が、階級所属にしたがって規定されない社会^{④⑧}」である。

ここでふたたび労働組合の問題に立ち戻っていこう。労働組合が、資本の専制に対抗しその社会的勢力を除去するために抗争的機能を果たすものであることは、すでに先に考察したところから明らかである。この意味からすれば、社会的全体の中で労働組合は抗争的要因となってくる。ところが他方、われわれが職分秩序思考について考察してきたところによると、労働組合もまた給付共同体の一肢体として全体の給付目的に仕えるものと理解される。

④③④④④⑤④⑥ Muhler, Emil: *Die Soziallehre der Päpste*, München 1958, S. 328.

④⑦ Nell-Breuning, Oswald von: *Wie sozial ist die Kirche?*, S. 132.

④⑧ Nell-Breuning, Oswald von: *Das Verhältnis von Christentum und Marxismus. . . .*, SS. 305-306.

ここでは労働組合に統合的機能が課せられているのである。給付共同体という協働の体系を支える重要な根幹のひとつとなる。

このような労働組合観に立つと、『クワドラジェジモ・アンノ』の第 65 項で述べられていることは、意味の拡がりをもってくる。そこでは、「賃金労働関係を、共同体的関係 (Gesellschaftsverhältnis, a contract of partnership) へ近づけ、……労働者や職員を、共同所有もしくは共同管理に、あるいは一種の利潤参加に (zu Mitbesitz oder Mitverwaltung oder zu irgend einer Art Gewinnbeteiligung, shares in some sort in the ownership, or the management, or the profit) 与らせる^④」ことが提唱されていた。この箇所は、「第 4 章 適正なる賃金」の一部を成しており、労働者の貧窮の一救済手段の如き印象を与えるが、全体としての職分秩序思考の上に置いてみると、ここで提唱されていることが給付共同体における協働の一形態を示したものと理解される。さらに今日の共同決定論議に照らしみると、労働者の経営参加は、労働組合にとっては資本および経営者の社会的勢力に対抗するもっとも有効な抗争手段となってくる。ネル・ブロイニングはいう、「現代の経営者に支配された (manageriell leiteten) 経済では、生産手段が財産として誰に所属しているかではなく、誰が経営者であり、また経営者を任免するのは誰か、ということが決定的である。所有問題は、共同決定の問題によって凌駕された^⑤」と。経営者支配の現象については第 105 項^⑥に叙述が見られるが、この時点では労働者の経営参加に言及した第 65 項はまだ上述の意味で捉えられていない。

以上においてわれわれは、ネル・ブロイニングのワイマール期における思索の結晶である『クワドラジェジモ・アンノ』を中心にして、彼の資本主義観および労働組合観の特質を考察してきた。資本主義は、一方で経済様式と

④ Pius XI. : *Quadragesimo anno*, Nr. 65.

⑤ Nell-Breuning, Oswald von : a. a. O., S. 313.

⑥ 「今日もっとも顕著に見られることは、資本のみならず権力と経済的支配権の少数個人への集積であり、これらの個人は、しばしば所有者ではなく、委託された財の受託者・管理者でありながら、これらの財を無制限な独裁権によって支配しているのである。」 (Pius XI. : *Quadragesimo anno*, Nr. 105.)

して、他方で社会構造として、いわば二元的に理解されている。この二元的理解に、労働組合の二元的理解が対応している。経済様式として把えられた資本主義では、労働組合は、社会経済の秩序要素として協働的・統合的機能を果たすのである。他方、社会構造として理解された資本主義、つまり資本主義的階級社会では、資本の一方的支配を排除するために抗争的機能を遂行するのである。このような基本思考が、第2次大戦後、とくに共同決定の問題を中に含み込んで、より鮮明な形で表明されてきたのが、ネル・プロイニングの社会的パートナーシップの思考である。以下では、立場こそ違え同じく社会的パートナーシップ思考と相入れない労働組合観を展開した二人の人物、アガルツとブリーフスに対するネル・プロイニングの批判に耳を傾けながら、さらに彼の労働組合観の特質を明らかにしていこう。

IV 統合的秩序要素としての労働組合——アガルツ批判

西独労働組合運動史の中で「アガルツ危機」(Agartz-Krise)という言葉で特徴づけられる一時期がある。それはアガルツ (Agartz, Viktor) がWW I (Wirtschaftswissenschaftliches Institut der Gewerkschaften) の所長の座にあった1953年から1955年にかけての時期である。

1951年にDGB初代議長ベックラー (Böckler, Hans) が死去すると、労働組合運動の方向をめぐって混迷と不安定の時代が訪れた。真の経済民主化を求める共同決定闘争も、1951年には共同決定法を獲得したものの翌年には経営組織法へと後退を余儀なくされ、さらに1953年の総選挙ではDGBが支援したSPDが敗北を喫して、労働組合指導者層の中に社会の構造的変革に対する諦めと政治離れの傾向が進んでいった。グレービング (Grebing, Helga) は、当時の状況を次のように描いている。「労働組合は、ますます一般市民の励ましや共感の基盤を失っていった。"ドイツの奇蹟"に対する人々の個人的共感が強まるにつれて、1945年にはまだ自明であった反資本主義的姿

勢が、ドイツの新資本主義的構造の無批判な肯定へ転じていった。そしてそれに応じて、労働者を恐るべき社会的競争者として、また政治的権力要素として組織する労働組合に対する不快感が高まっていった⁵²⁾と。このような状況の中でDGBが方向を喪失してしまったかに思えた時期に、WW Iの所長としてアガルツが労働組合運動の正面舞台に登場してきたのである。

トゥリーシュが「その解決策は、労働組合理論の修正へ導くものではなく、理論によって社会的現実を反駁し、その社会的現実を変革することを主張するものであった⁵³⁾」と特徴づけているように、アガルツは、ベックラーに代表される穏和な改革路線とは対照的に、急進的な階級闘争路線を主張した。それは、彼独自の西独資本主義分析を土台として主張され、当時混迷の最中にあったDGBに拠るべき一定の方向を与えているように思えた。アガルツの展開する「労働組合急進主義⁵⁴⁾」(gewerkschaftliches Radikalismus)は、中層部以下の組合幹部に急速に侵透し、彼がWW Iの所長の座に着いてしばらくすると、「アガルツのいない労働組合大会や労組幹部会議はないという時代⁵⁵⁾」が始まった。アガルツの影響が最高頂に達したのは、1954年10月フランクフルトにおけるDGB大会においてであった。この大会におけるアガルツの演説は、代議員の喝采を受け、労働組合の政策プログラムの中に採択された。このとき、こともあろうにDGB内のキリスト教社会派を代表するフェッヘル(Föcher, Mattias)が、アガルツの演説を「西独の現代経済・社会秩序の透徹せる分析」と称揚したのである。

それまで沈黙を守っていたネル・ブロイニングも、フェッヘルの素朴な称賛を見過ごすことはできなかった。1955年1月ミュンヘンでキリスト教労働者工場共同体(Werksgemeinschaft christlicher Arbeitnehmer)を前にして、

52) Grebing, Helga : *Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung. Ein Überblick*, München 1966. S. 275.

53) Triesch, Günter : *Die Macht der Funktionäre. Macht und Verantwortung der Gewerkschaften*. Düsseldorf 1956, S. 308.

54) Grebing, Helga : a. a. O., S. 275.

55) Triesch, Günter : a. a. O., S. 68.

「アガルツはDGBをどこへ導くか」(Wohin führt Dr. Viktor Agartz den DGB?)と題して講演した。それは、トゥリーシュによれば、アガルツに対する「強烈な、しかし冷静な批判⁵⁶⁾」であった。ネル・ブロイニングの社会的パートナーシャフト思考とアガルツの労働組合急進主義が衝突したのである。

アガルツは、戦後西独の社会経済体制を「自由資本主義国家」(liberal-kapitalistischer Staat)として規定する。18世紀の自由主義革命によって生じた形式的民主主義の中で、実質的な自由を享受してきたのは、「形式的に自由な価格競争と経済闘争を通して、所有と階級状態によって経済的に特権化した権力受益者⁵⁷⁾」である。そのとき「民主主義を形式的秩序原理とする自由資本主義国家は、形式的には共同体構成員一般に方向づけられているが、内容的には部分利益を代表している⁵⁸⁾」のである。近代資本主義を特徴づける、資本家階級の専制とその階級的利益の擁護者としての国家の存在という体質は、依然として変わらずむしろ今日ではますます強化されているとする。例えば私有財産に対する経済政策上の優遇措置がある。それは、アガルツによれば、「たんにそのことに止まらず、ここで量を質へと転化していく。私的資本の増加は政治的・社会的権力の増加を意味する⁵⁹⁾」のである。さらにまた議会民主主義の形骸化の中にかかる傾向をみている。彼によれば、今日の議会は政治的意思決定能力を喪失し、専門委員会が実質的な意思決定を行っている。専門委員会では、国家の行政官僚が支配権を握り、しかも個人の資本主義企業者に代って資本主義の担い手として登場した経済団体が、かかる国家の行政官僚と結託している、とするのである。

戦後西独を「自由資本主義国家」と規定することによって、以下のような労働組合の行動原理を導き出す。アガルツはいう、「自由資本主義国家では、民主主義は規範関係(Normbeziehung)である。しかし労働組合の見地に立て

⁵⁶⁾ Triesch, Günter : a. a. O., S. 71.

⁵⁷⁾⁵⁸⁾ Agartz, Viktor : Zur Situation der Gewerkschaften in liberal-kapitalistischen Staat. in : *Gewerkschaftliche Monatshefte*, 3. Jg. (1952), H. 8., S. 467.

⁵⁹⁾ Agartz, Viktor : a. a. O., S. 468.

ば、民主主義は実在関係 (Seinbeziehung) であらねばならない⁶⁰⁾と。ところが資本の一方的支配と資本利益と国家権力との結託とを特質とする自由資本主義国家の体制内で、実在関係としての民主主義を確立することは不可能である。「労働組合の関心は、かかる体制の原則を変革することなくしては実現し得ない⁶¹⁾」のである。したがってアガルツは、自由資本主義国家体制下での労働組合の行動原理についてこう主張する。すなわち「労働組合は、政治空間における要因として、国家の制度的諸機関やその秩序原理の外側に登場する。そのかぎりでは労働組合運動は、議会の外の空間で運動するまた運動すべき議会外勢力である⁶²⁾」と。労働組合は、究極的に体制それ自体の変革を目的として闘争を展開すべきなのである。そのかぎりでは労働組合は現体制にとってあくまで異質的存在となる。

このようなアガルツの労働組合論を、グレービングは「労働組合急進主義」、ネル・ブロイニングは「政治的・階級闘争的ラディカリズム」と称しているが、彼の主張する賃金政策や共同決定政策もかかる労働組合論を共通分母として理解される。

アガルツは、「拡大的賃金政策」(expansive Lohnpolitik)を主張した。その主張の核心をトゥリーシュは以下のように捉えている。「労働組合は、企業者団体に対比するに、国家に対する影響力をほとんど有していない。したがって労働組合にとっては、“適応的”(korrespondierende)賃金政策、責任ある賃金政策はあり得ないのであって、ただ“絶対的に独立した賃金政策”のみがあるだけである⁶²⁾」と。賃金政策の政治的側面が強調され、階級意識の高揚のためにつねにより高い賃金をめざして闘争を展開しようとする。利潤参加、所有参加、経営老令年金等は、「新産業封建主義」(neuer Industriefeudalismus)として否定される。現代の社会経済体制を「自由資本主義国家」と規定して、その上に展開される「拡大的賃金政策」は、体制自体の原則的変革を求める

⁶⁰⁾ Agartz, Viktor : a. a. O., S. 466.

⁶¹⁾ Agartz, Viktor : a. a. O., S. 468.

⁶²⁾ Triesch, Günter : a. a. O., S. 67.

闘争の一手段として位置づけられる。

共同決定に関するアガルツの見解は以下のものである。「共同決定を、資本と労使のパートナーシップとして把えるのは誤りである。共同決定は、組織された経済権力と連带的に団結した労働力との間の関係を、労働組合の受任者を通して民主的統制の意味で新たに規制しようとするものである⁶³」と。

「共同決定は、いうまでもなく、企業の資本主義的特質を変えるものではないし、また市場状況や景気変動から経営を解放するものでもない。共同決定は、いずれにしろより大きな労働組合的意義を伴ったひとつの法的・技術的過程である⁶⁴」と。ここで「労働組合的意義」とは、やはり「拡大的賃金政策」と同じ脈絡において理解さるべきであろう。共同決定は階級闘争の有力な一手段なのである。

以上にみたようなアガルツの労働組合観に対して、ネル・ブロイニングは、「アガルツは、1. 国家政策・一般社会政策・経済政策上の妄想構想の迷宮へ導く、2. 政治的・階級闘争的ラディカリズムへ導く、3. 遺憾ながら私が証明するように、無責任へ導く、4. DGBの分裂へ導く⁶⁵」と批判した。

ネル・ブロイニングは、アガルツの「自由資本主義国家」論を、「80年以前であれば現実的であったであろう⁶⁶」が今日では「妄想観念⁶⁷」(Wahnvorstellung)だと厳しく批判する。アガルツの「拡大的賃金政策」に対してこう述べる。

「アガルツは、社会生産物の分配に関する決定は企業者の支配下にあると主張するが、私は、労働組合がかかる事実には甘んじているとは考えない。それらは、極端な自由資本主義の時代、露骨なレッセ・フェールの時代に……あ

⁶³⁶⁴ Agartz, Viktor : Vortrag auf dem 3. ordentlichen Bundeskongreß des DGB, Frankfurt am Main, von 4. bis 9. Oktober 1954, zitiert nach Kunze / Christmann : *Wirtschaftliche Mitbestimmung im Meinungsstreit*, Bd. II., Köln 1964, S. 596.

⁶⁵ Nell-Breuning, Oswald von : Mit Agartz in die Spaltung des DGB? Vortrag vor den Werksgemeinschaften christlicher Arbeitnehmer, München, 11. 1. 1955, in ; *Wirtschaft und Gesellschaft heute. Bd. II. Zeitfragen*, Freiburg 1957. S. 34. (付記 : *Wirtschaft und Gesellschaft heute. 3 Bde.* はネル・ブロイニングの著作集である。W. u. G. I., II., III., と略し、掲載論文の原題と発表年をとくに明らかにしたい場合には、ここに表示したように示すことにする)。

⁶⁶ Nell-Breuning, Oswald von : a. a. O., S. 35.

⁶⁷ Nell-Breuning, Oswald von : a. a. O., S. 36.

る程度まで妥当する考え方である⁶⁸⁾」と。共同決定の問題については、アガルツの見解を次のように批判する。「ここにいう共同決定は、率直に言えば、労働組合の受託者の単独支配 (Alleinbestimmung) であるべきだということである。かかる関係を、"労働組合の受託者によって新たに規制する"ことが中心問題なのだ。それゆえ労資双方の参加者の共同体・協働において規制するのではない。だが元来われわれが熟知している共同決定の思考は、労資双方の共同体の意味においてである⁶⁹⁾」と。

両者の対立は、根本的に資本主義観の相違から由来している。前節までに検討してきたネル・ブレイニングの資本主義観とアガルツの「自由資本主義国家」論を比較すれば一目瞭然である。それぞれ異った資本主義観から相異なる労働組合の行動原理を導き出している。アガルツは、現体制の原則的変革を志向する闘争組織として労働組合を把えるが、ネル・ブレイニングは、すでに見たように、一面で資本の専制に対する抗争組織的側面を肯定しながらも、他面で現代の労働組合が重要な秩序要因として社会経済過程に参加していることを示そうとする。われわれは、この面を「統合的秩序要素としての労働組合」という言葉で表わしたいと思う。

ネル・ブレイニングは、戦後西独の社会を「自由社会」(freie Gesellschaft)あるいは「多元的社会」(pluralistische Gesellschaft)と規定する。彼はいう、「われわれは、社会の中に運動空間 (Bewegungsraum) が存在することを、そしてまた、相異なる利害を誠意ある調停の中で互に論じ合い、適当な解決へ努力し得る可能性が存在することを欲している。そのためには多元的社会が前提にされなければならない。多元的社会とは、多数の諸勢力 (Kräfte) が存在していて、それぞれの諸勢力が各自の運動空間を有し、それらの諸勢力が、互に自由で誠実な対決を示しながらも、一般的利益の意味において社会的全体をつねに新たに形成しようと努力しているような社会である⁷⁰⁾」と。われ

⁶⁸⁾ Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., SS, 39-38.

⁶⁹⁾ Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., SS. 42-43.

⁷⁰⁾ Nell-Breuning, Oswald von: Die Gewerkschaften in der freien Gesellschaft. (1957), in: *W. u. G. III.*, S. 159.

われは、これと同じ思考にすでに『クワドラジェジモ・アンノ』の中で出会っている。すなわち職分秩序思考、給付共同体の思考である。ネル・ブロイニングはまた「階級から解放された社会」なる概念で同じ事柄を説明しようとしている。

これらの思考は、現在の社会経済秩序の原則的変更を要求する思考に対してアンチテーゼを形成している。多元的社会は、異種の価値志向と相対立する利害者集団の存在を許容する社会である。労働組合も、諸勢力のひとつ、利害者集団のひとつである。しかも今日の社会経済秩序にとっては重要な秩序要因となっているのである。ネル・ブロイニングは述べる、「現代の労働組合は、相当の範囲で公法的機能を、さらに広い範囲で準公法的機能を発揮している。今日の労働組合はある意味で体制器官 (Verfassungsorgan) として特徴づけられる^①」と。秩序構成要素となっている労働組合には、もはやただ「組織された利害者の群れ」(organisierter Interessentenhaufen)として振る舞うことは許されない。労働組合は、「労働条件をめぐる労資の対決を越えて、経済政策上の重大な使命をもった存在へと成長してきている^②」。労働組合には、適合的賃金政策、責任ある賃金政策が要求されてくるのである。

ネル・ブロイニングのアガルツ批判を通して明らかになってきたことは、今日の労働組合は、重要な社会的秩序要素であり、そこから一定の社会的責任が生じてくる、ということである。すでに前節において、ネル・ブロイニングの労働組合観が、労働組合の機能を抗争的機能と協働的機能から成る二元的機能として捉えていることを考察してきたが、アガルツ批判の中で強調されているのは、後者の労働組合の協働的機能である。ここでは労働組合は、全体としての社会経済秩序の統合的秩序要素として機能しているのである。

“アガルツ危機”の結果、DGB創設当初からキリスト教労働組合の設立をめざしていたキリスト教保守派は、1955年にCGD (Christliche Gewerk-

① Nell-Breuning, Oswald von : Zur Gewerkschaftsfrage heute, in ; *Stimmen der Zeit*, Bd. 160 (1957). H. 12, S. 453.

② Nell-Breuning, Oswald von : *W. u. G. II.*, SS. 30-31.

schaftsbewegung Deutschlands) を創設した。もともと統一労働組合 (Einheitsgewerkschaft) としての DGB を支持してきたネル・ブレイニングは、党派別労働組合 (Richtungsgewerkschaften) の形成につながるキリスト教保守派の動きに対しては批判的であった。しかし彼がアガルツの労働組合急進主義と鋭く対決したのは、「キリスト教社会派労働者と社会主義派労働者の間にはなく、むしろ社会主義的に志向するドイツ労働者の間に分裂が生ずる^{⑦③}」ことを危惧していたからに他ならなかった。ネル・ブレイニングは、「ハンス・ベックラーの遺産へ帰れ^{⑦④}」と訴えたが、1955 年に入ると、DGB 内部でのアガルツ批判が高まり、その年の 12 月にはついに WWI から追放された。

ネル・ブレイニングは、アガルツ批判の中で次のように述べている。「われわれは、労働組合およびその指導者たちの間に、たんなる階級敵対や階級対立に代って、社会的パートナーシップの思考が確立していることを大きな進歩として歓迎する。われわれは、そこに力強い進歩を認め、そしてかかる社会的パートナーシップの思考が具体的形態をとって実践的に実現されている形式が、まさしく共同決定において展開されていると考えるものである^{⑦⑤}」と。彼は、戦後の労働組合運動の基調を、彼自身の主張する社会的パートナーシップの思考の上に置こうとしている。1975 年のオルトリープ (Ortlieb, Heinz-Dietrich) 65 才記念論文集『経済と社会——ドグマなき秩序』 (*Wirtschaft und Gesellschaft. Ordnung ohne Dogma*, Tübingen 1975) に寄せた小論文「労働組合の社会的責任」 (Zur gesellschaftlichen Verantwortung der Gewerkschaften) の中では、「西独労働組合は、益々もっとも深い確信から社会的秩序要素 (gesellschaftlicher Ordnungsfaktor) として自己理解し、労働組合の指導者たちは、かかる——いうまでもなく彼らが理解した通りの——責

⑦③⑦④ Nell-Breuning, Oswald von : Mit Agartz in die Spaltung des DGB ?, S. 46.

⑦⑤ Nell-Breuning, Oswald von : a. a. O., S. 42.

⑦⑥ Nell-Breuning, Oswald von : Zur gesellschaftlichen Verantwortung der Gewerkschaften, in ; *Wirtschaft und Gesellschaft. Ordnung ohne Dogma*, Heinz-Dietrich Ortlieb aus Anlaß seines 65. Geburtstages gewidmet, hrsg von E. Arndt, W. Michalski u. B. Molitor, Tübingen 1975, S. 137.

任にふさわしくあろうと誠実に努力している⁷⁶⁾』と述べるに至っているのである。

V 抗争的秩序要素としての労働組合——ブリーフス批判

われわれは、ネル・ブレイニングの社会的パートナーシップ思考が、現代社会における労働組合を、一方では統合的秩序要素として理解しながら、他方では抗争的秩序要素として捉える思考の上に成立していることを明らかにしようとしている。かかる二元的理解の一面については、すでに前節でアガルツ批判を通してある程度明確になった。ここでは労働組合の抗争的秩序要素としての側面を考えてみたいと思う。その際、ブリーフス (Briefs, Goetz) の労働組合論とネル・ブレイニングのそれとを対比的に検討してみることが、きわめて有効であるように思われる。

ここでわれわれが取り上げるのは、1952年のブリーフスの著『資本主義とサンディカリズムの間——岐路に立つ労働組合』(*Zwischen Kapitalismus und Syndikalismus. Die Gewerkschaften am Scheideweg?*, München 1952)である。ネル・ブレイニングは、この著に対する書評の中で、ブリーフスのことを、「それほど酷評的ではないとしても、年とともに著しく批判的となった労働組合の友人⁷⁷⁾』と評している。たしかにこの著は、痛烈なDGB批判の書であり、またボーム(Böhm, Franz)の長大な論文「経営における労働者の経済的共同決定権」(*Das wirtschaftliche Mitbestimmungsrecht der Arbeitnehmer im Betrieb*, in; *ORDO*. IV., 1951, SS. 21-250.)と並んで、新自由主義の立場から放たれた徹底した共同決定批判の書でもある。

ブリーフスは、現代の労働組合を「制度的に確立した労働組合」(*befestigte Gewerkschaften, consolidated union*)として捉える。それは、自由資本主義時

⁷⁷⁾ Nell-Breuning, Oswald von : *Die Gewerkschaften am Scheideweg?*, in; *Stimmen der Zeit*, Bd.152. (1953), H.7., S. 8.

代の「古典的労働組合」(klassische Gewerkschaften)から成長したものであり、現代資本主義がそれに対応している。

“古典的”労働組合の存在・機能条件は、以下の三つのアприオリによって規定される⁷⁸⁾。まず存在アприオリとして、1. 賃金労働者、2. 仕事場、3. 企業者。いずれも労働組合の絶対的存在条件である。構造的アприオリとして、1. 労働組合の地位と活動分野の超経営性、2. 労働者層の批判的部分の組織化、3. 労働組合の持続化、つまり制度化。最後に機能的アприオリとしては、1. つねに新たな要求を掲げること、2. かかる要求が望まじきもの実現可能なるものであることを労働者に理解させること、3. 労働者および一般社会の信用を失しないがために、要求の可能限度とそのときどきの情勢に精通していること。以上が“古典的”労働組合の基礎条件であった。ブリーフスは、“古典的”労働組合について以下のように述べている。

すなわち「“古典的”労働組合は、このような脈絡を熟知し、これを尊重してきた。また自由資本主義経済における補助的分配機関(subsidiäres Organ der Verteilung)であることを知っており、それにふさわしく振る舞ってきた⁷⁹⁾」。「“古典的”労働組合は、これらのアприオリのすべてを満たしていた。それは、自由資本主義の空間の中で、自由資本主義の構造・機能条件のもとで成長し、かかる条件に適応してきた。古典的資本主義と古典的労働組合が歩行を共にしてきたのである⁸⁰⁾」と。

「制度的に確立した労働組合」(以下では“制度的”労働組合と称することにする)のメルクマールは以下の三つである。1. 立法、使用者、一般世論による労働組合の完全な承認。労働組合が“国民経済の器官”であり、社会秩序の器官であることが法的に承認され、企業者は労働契約の相手方として労働組合と交渉する。2. 制度としての労働組合の安定と維持。3. 公的機能および責任の労働組合への配分。労働組合は、全労働者の代表として認め

⁷⁸⁾ Briefs, Goetz: *Zwischen Kapitalismus und Syndikalismus. Die Gewerkschaften am Scheideweg?*, München 1952, SS. 81-84.

⁷⁹⁾ Briefs, Goetz: a. a. O., S. 82.

⁸⁰⁾ Briefs, Goetz: a. a. O., S. 84.

られ、私的団体であるにもかかわらず、準公法的団体として尊重されるのである。

ブリーフスによれば、「制度的」労働組合の時代は、ヨーロッパでは第1次世界大戦後、アメリカでは1933年以降に始まる。しかし、「古典的」労働組合から「制度的」労働組合への変化は、すでに20世紀初頭から見えはじめるのである。「労働組合の制度的確立は、主として産業別労働組合の形態において労働組合が大衆化したことの結果である^{⑧1}」。さらに彼によると、この時代は、旧秩序の崩解と伝統的諸共同体の解体として特徴づけられ、労働者の保護機関・利益団体でありながら、「制度的」労働組合は、同時に解体した伝統的共同体の「重要な代替機能」を果たすことになる。すなわち労働組合は、「大衆産業の労働者がそこで生活し安寧を実感する一種の生活形態(Lebensform)となった^{⑧2}」のである。

ブリーフスが展開する「古典的」労働組合から「制度的」労働組合へ」という定式、およびそれぞれについて今まで述べられてきたことについては、ネル・ブロイニングも異存はない。彼もまた、「現代の労働組合は、相当の範囲で公法的機能を、さらに広い範囲で準公法的機能を發揮している。ある意味でそれは体制器官(Verfassungsorgan)として特徴づけられる^{⑧3}」と述べている。また最近では、アイクホク(Eickhof, Norbert)も同じ定式を労働組合発展論で展開している^{⑧4}。ところが現代の社会経済において「制度的」労働組合が演じる役割の評価をめぐる、ブリーフスとネル・ブロイニングは著しく対立する見解を示すことになる。

⑧1⑧2 Briefs, Goetz : a. a. O., S. 86.

⑧3 Nell-Breuning, Oswald von : Zur Gewerkschaftsfrage heute, S. 453.

⑧4 アイクホフは、「制度的」労働組合のメルクマールとして次の三つをあげている。「1. 立法、政府、司法、行政、一般世論が労働組合を完全に承認している。2. 使用者は、労働組合を従業員の代表とみなし、これと交渉する心構えがあり、あるいは交渉することを義務づけられている。3. 労働組合組織がほぼ全体の被用者集団をおおっている。(Eickhof, Norbert : *Eine Theorie der Gewerkschaftsentwicklung. Entstehung, Stabilität und Befestigung*, Tübingen 1973, S.56.)

ブリーフスは、「制度的」労働組合を、「特権制度」(Privilegierte Institution)と称する。現代の労働組合を巨大な権力形象と見なしているのである。ブリーフスはいふ、「要求の慣習をそれ自体の中に含み込んだ労働組合運動は、多くの生活領域で先例なきほどの権力の増大を獲得してきた。⁸⁵⁾」「いかなる社会集団も、労働組合ほどにかくも高い特権や特殊地位を享受してはいない。⁸⁶⁾」「労働者と労働組合は、過去の旧身分がまったく知らなかったほどの著しく発展したそして法的に基礎づけられた身分法(Ständerecht)の下で、生活を営んでいる⁸⁷⁾」と。

ブリーフスのこれらの言葉はいささか誇張のきらいはあるが、今日の労働組合がひとつの強大な権力形象となってきたことは、否定し得ない事実であろう。しかしながらブリーフスが次のように述べる時、そこにはすでに、ネル・ブロイニングと対立するブリーフス独自の労働組合観が現われてくる。すなわち「労働組合は強大な権力(Machtfülle)を手に入れたが、それは、労働組合の従来目的にとってはあまりにも巨大で強力すぎる。⁸⁸⁾」「労働組合の勢力は、経済的可能性に比してはるかに巨大化してまった。いわば労働組合は重砲兵隊の立場にありながら、その射程内には小銃の標的しかないのである⁸⁹⁾」と。ここで「小銃の標的」に喩えられた労働組合の従来目的とは、「補助的分配機関」(Subsidiäres Organ der Verteilung)という言葉に収約されている。つまり国民経済における社会生産物の分配過程で、その過程の進行を補助する機能を果たすということである。労働組合の目的と機能はこれに尽きるのである。いうまでもなくここでブリーフスの念頭に置かれている労働組合のタイプは、アメリカ型の労働組合である。

そこでブリーフスは、強大な権力形象となった今日の「制度的に確立した労働組合」は、「岐路に立たされている」(am Scheideweg)と判断する。すな

⁸⁵⁾ Briefs, Goetz: a. a. O., S. 96.

⁸⁶⁾ Briefs, Goetz: a. a. O., S. 94.

⁸⁷⁾ Briefs, Goetz: a. a. O., S. 159.

⁸⁸⁾ Briefs, Goetz: a. a. O., S. 156.

⁸⁹⁾ Briefs, Goetz: a. a. O., S. 97.

わち「今までの労働組合政策の方向へ進むか、それとも新しい経済体制に向けて道を探るか^⑩」と。そして戦後西独の労働組合運動は後者の道を進んでいるとみる。重砲にふさわしい標的を求めているのである。ブリーフスは述べる、「全体経済の新秩序像の思考が現われてくる。それは、労働組合がもはや異質物として外へ投げ出されることなく、逆にその強大な権力を投入し利用し尽せるところまで、労働組合が完全に制度的に確立されているような秩序像であらねばならない。それゆえ経済の新秩序像にあっては、労働組合は、主権的権力保有者とならなければならない^⑪」と。ブリーフスは、かかる秩序像を、「第3の秩序」(dritte Ordnung)、あるいは「共同経済」(Gemeinwirtschaft)、また「サンディカリズム的に理解された“社会主義”」と称している。それは、「労働組合的に組織され運営されている^⑫」経済秩序である。しかしブリーフスによれば、かかる秩序はいずれ集産主義(Kollektivismus)へ導き、そこでは人間の基本的な自由は完全に失われてしまうのである。すなわち「労働する人間の価値とその尊厳の名においてそこで行われることは、集団(Kollektiv)を絶対的価値・絶対的尊厳にまで高めるものである^⑬」と。

ブリーフスのみるところでは、戦後西独の労働組合運動は、このような方向へのあらゆる悲観的材料で満ち満ちている。とりわけ共同決定の要求はその最たるもののひとつである。ブリーフスによれば、共同決定の基底にある思考は「デモクラティズム」(Demokratismus)である。「デモクラティズムとは、民主主義的原理を世界観の価値にまで高めようとすることを意味している^⑭」。もともと政治的領域に妥当する民主主義原理を、経済の領域にまで拡大適用することは秩序の混乱を生ぜしめるものに他ならない。さらに労資同権(Gleichberechtigung von Kapital und Arbeit)の原則に立つ共同決定は、「共同支配」(Condominium)を意味しており、「それは二元的形象であるがゆえ

⑩ Briefs, Goetz: a. a. O., S. 96.

⑪ Briefs, Goetz: a. a. O., S. 98-99.

⑫ Briefs, Goetz: a. a. O., S. 150.

⑬ Briefs, Goetz: a. a. O., S. 152.

⑭ Briefs, Goetz: a. a. O., S. 62.

に、共同支配を越えて真の支配へ押し進もうとする闘争が共同支配の中で行われる⁹⁵⁾のである。したがって共同決定は、労働組合の単独支配、つまりサンディカルズムに至る有力な闘争手段として否定されることになる。

ピルカー(Pirker, Theo)は、ブリーフスの著を、「広く行き汎っている反労働組合的論議と心情を、完結した反労働組合イデオロギーにまでまとめあげたもの⁹⁶⁾」と批判し、またクリストマン(Christmann, Alfred)は、「社会的構造変動を無視して、現代の労働組合に対してあれこれの伝統的社会哲学を唯一の正しい労働組合理論として与え、いわゆる自然的基礎によって労働組合政策を根拠づけようとする見解⁹⁷⁾」と批評した。ブリーフスの現代労働組合批判は、前節で検討したようにアガルツの労働組合急進主義についてはある程度まで妥当性を有していよう。しかし彼の著の隅々にまで行き汎っている反DGB的態度をみると、たんにアガルツ批判に満足するものではないと思われる。やや感情的とも思える反労働組合的態度の背後には、伝統的労働組合、彼の用語によると“古典的”労働組合への深い賛美の感情が隠されているのである。そしてそれはまた即アメリカ型の労働組合の称賛でもある。

米国労働組合活動家ドゥビンスキー(Dubinsky, David)の「労働組合は、魚が水を必要とする如くに、資本主義を必要とする⁹⁸⁾」という言葉が、ブリーフスの胸奥深く刻みこまれている。これが労働組合の根本的ロジックなのである。“古典的”労働組合には、自由資本主義が、“制度的”労働組合には、現代資本主義が対応している。労働組合がその中に置かれている資本主義が、労働組合の存在・機能の基礎条件を与える。「労働組合は、この基礎条件と闘ってきたが、しかしこの基礎条件によって生きてきた⁹⁹⁾」というアンチノミー

95) Briefs, Goetz: a. a. O., S. 157.

96) Pirker, Theo: *Die blinde Macht. 2. Teil, Weg und Rolle der Gewerkschaften in neuen Kapitalismus (1953-1960)*, München 1960, S. 21.

97) Christmann, Alfred: *Die Gewerkschaften in die industriellen Gesellschaft. Versuch einer Standortbestimmung*, in; *Hamburger Jahrbuch für Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik*, 5. Jahr (1960), S. 126.

98) Briefs, Goetz: a. a. O., S. 80.

99) Briefs, Goetz: a. a. O., S. 84.

から、労働組合はけっして逃がれることはできないとする。

結局、ブリーフスは、今日の「岐路に立つ労働組合」に対して、伝統的な労働組合路線へ、つまりアメリカ型の労働組合行動原理へ帰れと主張するのである。彼によると、今日の資本主義は、「社会的に調節された資本主義」(sozialtemperierter Kapitalismus)であり、現代の労働組合は、「社会的に調節された企業者の時代」^⑩に生きている。自由資本主義を支えていたのは旧自由主義の秩序思考であったが、この「社会的に調節された資本主義」は、ブリーフスの信奉する新自由主義(Neoliberalismus)の秩序思考によって原則的に支持されている。ここでも経済の主役を担うのは企業者であり、労働組合は、あくまでも「副次的分配機能」の遂行者に止まる。その意味で、労働組合は、統合的秩序要素であり、それ以上ではあり得ない。労働組合の地位を、社会経済過程における侍女の役割に止めて置こうとするのである。

以上みてきたブリーフスの労働組合観とすでにこれまでに考察してきたネル・ブロイニングの労働組合観と対比させれば、逐一吟味するまでもなく、両者の対立点は自ずと明らかになってくる。

ブリーフスは、「資本主義の与える基礎条件と闘いながら、しかしこの基礎条件によって生きてきた」という労働組合運動に宿命的に附着したアンチノミー(二律背反)から労働組合は逃がれることはできないとするが、ネル・ブロイニングはそれとはまったく逆の見解を示す。やや長いが引用すると次のようである。

「労働組合は、今まで従ってきた法則から逃がれることができるし、また逃がれるべきである。……したがって労働組合はもはや、資本主義社会の階級成層の上に成立した経済秩序と“闘ったり、あるいはそれによって生きるのではなく”、この秩序の彼方へ労働者を連れて出すものを、また“かかる秩序によって生きる”ことの彼方へ労働組合それ自体を連れ出していくものを、労働者のために達成しながら、このような階級成層と資本主義的階級社会それ自体を克服していくのである。このようにして労働組合が、“古典的”労働

⑩ Briefs, Goetz: a. a. O., S. 168.

組合から“制度的”労働組合への発展をはるかに上回る激しい変化を体験するであろうことは確実である^⑩』と。アンチノミーは打破されねばならないのである。

両者の対立は、要するに資本主義観の相違に帰する。ブリーフスにとって資本主義とは、一義的にある一定の経済様式であり、市場経済体制とほぼ一致する。自由資本主義には、旧自由主義的市場経済体制が、「社会的に調節された資本主義」には、新自由主義の標榜する社会的市場経済体制が対応している。ところがネル・ブレイニングは、すでに考察したように「資本主義に対して態度を決定することは、“秩序政策的決定”ではない」という立場に立っている。彼にとって資本主義の問題は社会構造の問題に他ならない。それは、「資本が支配役割を、労働が従属役割を演じていること^⑪」によって特質づけられる社会構造である。このいわゆる資本主義的階級社会をいかに克服するかが、ネル・ブレイニングの資本主義問題であったし、現在なおそうなのである。

ブリーフスの資本主義観は、もともとネル・ブレイニング的資本主義問題に対してはいわば免疫的に形成されている。そこでは社会構造の問題は登場してこない。労働組合は、「副次的分配機関」として労働市場で使用者と対峙しているにすぎない。経済の主役を演ずるのは企業者であって、労働組合は社会経済過程の侍女に止まるのである。ブリーフスにあっては、労働組合は、一義的に統合的秩序要素として理解されている。

これに対してネル・ブレイニングは、すでに資本主義問題の解決に労働組合の社会的勢力の増大が不可欠であることを認識していた。資本の一方的支配に対してより大きな自由空間を獲得するために、労働者階級は、労働組合に団結して一定の対抗力を形成して、資本の社会的勢力と抗争しなければならなかった。そして今日“制度的”労働組合は、ブリーフスの指摘を待つまでもなく、強大な権力形象へ成長している。ブリーフスは、これを“重砲”

⑩ Nell-Breuning, Oswald von: Die Gewerkschaften am Scheideweg?, SS. 19-20.

⑪ Nell-Breuning, Oswald von: *Kapitalismus-kritisch betrachtet*, S. 49.

に喩え、目的に比して巨大過ぎると評価したが、ネル・ブレイニングは“重砲”を必要とする標的が眼前にあると考える。まず第1には、労働組合の勢力増大は、恒に資本の強大な支配力に対応した結果であるから、なお今後とも資本と労働の間の抗争関係は簡単に除去されず持続していくということである。第2には、社会的パートナーシップ思考の根底にある「自由社会」・「多元的社会」へ向って既成社会を徐々に変革していくこと自体、ひとつの抗争過程であり、相応の社会的勢力を必要とするということである。すなわち「強力な労働組合の存在によって多元的社会が可能となる」^⑬からである。

ネル・ブレイニングはいう、「ドイツの労働組合は、すでにずっと以前から、一方では、既存秩序の承認を前提としてその維持のために決定的に貢献するような課題を引き受けると同時に、他方ではそれと同じ程度に、既成秩序をつねに新たによりよく形成するために役立つような多くの課題を受け継いできた」^⑭と。ここにはブレイフスとは全く別の観点からする労働組合運動史に関する解釈が示されている。それは、労働組合を、一方では統合的秩序要素として理解すると同時に、他方では抗争的秩序要素として理解する観点である。

VI 結 論

ネル・ブレイニングは、1972年にロマーノ・グアルディーニ賞を受賞している。この賞は、ドイツの著名なカトリック思想家ロマーノ・グアルディーニ^⑮(Romano Guardini, 1885~1968)を記念して、1970年にバイエルン・カトリック・アカデミーによって創設されたものであるが、ネル・ブレイニング

⑬ Nell-Breuning, Oswald von: Die Gewerkschaften in der freien Gesellschaft, S. 159.

⑭ Nell-Breuning, Oswald von: Aktuelle Fragen der Gesellschaftspolitik. SS. 156-157.

⑮ グアルディーニについては、稲垣良典「現代カトリック思想家IV—ロマーノ・グアルディーニ」社会関係と人間(カトリック社会問題研究所発行)No. 56.(昭和48年6月)・No. 58.(昭和48年10月)

がこの賞を受賞したことはいろいろな意味で興味深い。

授賞式に出席した枢機卿デップナー(Döpfner, Julius)の述べた「必ずしも口当りのいい教会内のパートナーではなかった^⑩」というネル・プロイニング評は、戦後の西独カトリック内における彼の微妙な立場をうまく言い表している。さまざまな社会政治上の問題をめぐる、ネル・プロイニングは教会内に多くの論敵をもっていたからである。事実、政治的にはキリスト教系のCDUやCSUからは一定の距離を保って、むしろSPDに近い立場をとり、労働組合問題では、統一労働組合としてのDGBを原則的に支持して、キリスト教労働組合設立の動きに対しては、つねに「党派別労働組合から統一労働組合への発展を逆行させていいのか^⑪」と批判を加えてきた。とくに共同決定問題では、ここで取り上げたブリーフスも含まれるカトリック保守派と鋭く対立した^⑫。したがってこの賞の受賞の意味を、「教会の封印^⑬」として、つまり彼の批判的立場を全面的に教会が是認したものとして、彼がシニカルに受け取ったのも無理からぬところであった。

この賞の受賞はまた、多岐にわたるテーマを精力的に追求してきたこれまでのネル・プロイニングの全仕事に対する総括的な評価になっている。バイエルン・カトリック・アカデミーのヘンリッヒ(Henrich, Franz)は次のように評価している^⑭。

「この賞は、“時代と世界の解釈のためになされたとくに優れた功績” に対

⑩ Döpfner, Julius: Schlußwort, in; Nell-Breuning, Oswald von: *Wie sozial ist die Kirche?*, S.148.

⑪ Nell-Breuning, Oswald von: *Zur Gewerkschaftsfrage heute*, S. 454.

⑫ 拙稿「共同決定をめぐる論争(Ⅲ) —カトリック社会論の立場—」名古屋学院大学論集 第18号(1969)

⑬ Nell-Breuning, Oswald von: *Wie sozial ist die Kirche?*, S. 147.

⑭ ヘンリッヒは、ネル・プロイニングの全業績を14のテーマに分類して、テーマごとに年代順に代表作を挙げている。テーマだけをみると以下のものである。1. 通貨問題, 2. 所有, 3. 財産形成, 4. 土地法(土地改革), 5. 住宅建設, 6. 資本と経済, 7. 税法, 8. 家族問題, 9. 人間と労働, 10. 貸金政策, 11. 社会主義, 12. 労働組合, 13. 共同決定, 14. キリスト教社会論(Henrich, Franz: *Laudatio auf Prof. Dr. Oswald von Nell-Breuning* SJ., in; Nell-Breuning, Oswald von: a. a. O., SS. 142-144.)

して贈られる。ロマーノ・グアルディーニと本年度の受賞者ネル・ブロイニング教授とは、各々流儀も分野もまったく異にしている。しかしこの両者を結び付けているものは、まさしくここにいう時代と世界の解釈についてなされた卓越した貢献に他ならない。ネル・ブロイニング教授は、労働、社会、経済の世界および絶えず変化するこれらの世界の諸条件の解釈にすぐれた貢献をなしたものである^⑩と。

ヘンリッヒの讃辞に対する謝辞の中で、ネル・ブロイニングは以下のようなことを述べている。

「私自身がとくにめざしてきたことは何かといえ、1945年以後生まれた統一労働組合とそれ以外の労働組合に加入している数百万のカトリック労働者が、それらの労働組合になんら疑念が存しないにもかかわらず、教会当局の奨励や認可を受けられずにいたので、これらのカトリック労働者のために教会への道を開けておくことともに、彼らと教会との繋がりを断たないようにしておくことであった。

しかし同時にまた、男女カトリック労働者のキリスト教的良心に対する、かつまた人間および人間社会についての教会教説の諸原理に対する尊重と自由な発展空間を、これらの労働組合組織の中で闘い取っていくことに、私はとくに努めてきた^⑪と。

ネル・ブロイニングは、一方では、西独カトリック内に根強く残っている労働組合全般に対する反感や不信感、消極的な態度を除去して、その旧態依然たる労働組合観を今日の世界に適応可能なものへ改めさせなければならなかった。それは、伝統的キリスト教倫理と現実の産業社会との間に生じた亀裂を埋めていくことであった。他方、「世界観的・政党的中立性」(weltanschauliche und parteipolitische Neutralität)の原則の下に創設された統一労働組合としてのDGBに対しては、カトリック労働者を排除する諸傾向に鋭

⑩ Henrich, Franz : a. a. O., S. 139.

⑪ Nell-Breuning, Oswald von : a. a. O., S. 147.

く対決するとともに、カトリック社会論との対話を推し進めてきた。

このような二重の課題に応えるためには、双方に対して説得力を有するような労働組合観を提示しなければならない。そのことは、いうまでもなく今日の時代と世界に関する新たな解釈を要求する。この要請に応えようとしてきたのがネル・ブロイニングの社会的パートナーシップの思考である。共同決定モデルとして構想された彼の「企業組織法」(Unternehmensverfassung)は、社会的パートナーシップ思考のイデーそのものである。それは、「多元的社会」の形成をめざしつつ社会経済過程のあらゆる段階で行なわれる労資の協働の理念と言い得るであろう。これは、19世紀のケッテラー(Ketteler, Wilhelm von)以来ドイツの社会的カトリシズムに伝統的に流れる基本思考である。われわれは、すでにワイマール期におけるネル・ブロイニングとケーニッヒスヴィンター研究者グループとの出会いに際して、この基本思考の底流にぶつかっているのである。